

立憲民主党衆院議員 辻元清美様

2020年2月25日

「平成28(2016)年 民進党大阪府第10区総支部の少額領収書をめぐる

辻元衆院議員への質問状

拝啓 いつもお世話になっております。夕刊フジ報道部の [REDACTED] です。弊社では辻元先生の平成28年分「民進党大阪府第10区総支部」の「少額領収書」を入手いたしました。そのなかで、いったん第10区総支部に「サポート会費」として振り込まれた会費が、「大阪府連政治資金パーティ代金」として支出されたと記載がされていたことが複数件、判明いたしました。そこで、以下、質問をいたします。

【質問】

- ① 辻元先生の平成28年分「民進党大阪府第10区総支部」の「少額領収書」のなかで、「全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部」から、「第10区総支部」に「サポート会費」(30人分)として同年12月8日に振り込まれた会費(60000円)が、「少額領収書」に合わせて添付された振替伝票では「府連政治資金パーティ代金」として支出されていたことが判明しました。本来ならば、会計帳簿上、「個人負担の党費や会費」は「事業収入にあたるパーティー代金」とは異なるため、「サポート会費」(60000円)を「府連政治資金パーティ代金」(60000円)とは書けないはずだと思いますが、なぜ、前出の伝票では「府連パーティ代金」(60000円)との記載方法をとられたのでしょうか？「サポート会費」を「府連パーティ代金」に「転用」されたのでしょうか？
- ② ①では「関西地区生コン支部」に対し、「サポート会費」として集めた代金を府連の「パーティ代金」として支出することについて「了解」を得たうえで、振替伝票には「府連パーティ代金」(60000円)と記載をされたのでしょうか？
- ③ 平成28年分の同第10区総支部の「少額領収書」のなかには、諸団体などから集めた「サポート会費」を「第10区総支部」への「送金内訳」どおりに、会計帳簿用の振替伝票にも「サポート会費」とそのまま記載しているものもありますが、そうではない①のようなケースも散見されます。この違いは何ですか？
- ④ 識者からは政治資金規正法の「虚偽記載」にあたる可能性があるとの指摘もありますが、法的にはどうお考えになりますか？ ①～③をふまえ、「第10区総支部」の「少額領収書」について「訂正」を出すお考えはありますでしょうか？「出さない」のであれば、その理由をおきかせください。

直接、辻元先生にお目にかかり、お話をうかがうことが可能でしたらありがたいのですが、書面でも構いません。あす2月26日(水)夕方5時までに以下のファクスかメールでご返答いただけませんか？不明な点などございましたら下記の [REDACTED] までご一報くださいませ。取り急ぎメールにて失礼します。敬具

〒100-8160

東京都千代田区大手町1-7-2

夕刊フジ報道部 [REDACTED]